

令和5年門真市議会第4回定例会



議 案 書

〔追加〕

門 真 市

第4回定例会付議事件目次（追加）

		ページ	
第21	議案第90号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について ……………	1
第22	議案第91号	門真市国民健康保険条例の一部改正について ……………	17
第23	議案第92号	令和5年度門真市一般会計補正予算（第7号） ……………	31
第24	議案第93号	令和5年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） ……………	97
第25	議案第94号	令和5年度門真市水道事業会計補正予算（第1号） ……………	114
第26	議案第95号	令和5年度門真市公共下水道事業会計補正予算（第2号） ……………	134

議案第90号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第23号）等の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和5年12月14日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

国家公務員の給与改定及び諸般の状況に鑑み、本市一般職の職員の給与の改定を行うとともに、所要の改正を行うにつき、本条例案を提出するものである。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第24条</p> <p>1 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p style="text-align: center;">(勤勉手当)</p> <p>第25条</p> <p>1 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～4 略</p>	<p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第24条</p> <p>1 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p style="text-align: center;">(勤勉手当)</p> <p>第25条</p> <p>1 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～4 略</p>

改正後	改正前																				
<p>(任期付常勤職員及び任期付短時間勤務職員の給料の特例)</p> <p>第27条の3 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定により採用された職員(以下「任期付常勤職員」という。)及び任期付短時間勤務職員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: right;">円 181,800</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: right;">196,200</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 級</td> <td style="text-align: right;">208,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 級</td> <td style="text-align: right;">221,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	職務の級	給料月額	1 級	円 181,800	2 級	196,200	3 級	208,000	4 級	221,100	<p>(任期付常勤職員及び任期付短時間勤務職員の給料の特例)</p> <p>第27条の3 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定により採用された職員(以下「任期付常勤職員」という。)及び任期付短時間勤務職員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: right;">円 169,800</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: right;">185,200</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 級</td> <td style="text-align: right;">198,500</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 級</td> <td style="text-align: right;">212,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	職務の級	給料月額	1 級	円 169,800	2 級	185,200	3 級	198,500	4 級	212,400
職務の級	給料月額																				
1 級	円 181,800																				
2 級	196,200																				
3 級	208,000																				
4 級	221,100																				
職務の級	給料月額																				
1 級	円 169,800																				
2 級	185,200																				
3 級	198,500																				
4 級	212,400																				

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	

41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100		
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300		
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600		
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900		
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100		
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300		
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600		
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900		
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		

86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300			
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600			
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800			
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000			
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300			
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600			
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800			
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000			
94		295,900	343,600					
95		296,200	344,100					
96		296,600	344,500					
97		296,800	344,700					
98		297,100	345,100					
99		297,500	345,500					
100		297,900	345,800					
101		298,100	346,100					
102		298,400	346,500					
103		298,800	346,900					
104		299,100	347,300					
105		299,300	347,800					
106		299,600	348,200					
107		300,000	348,600					
108		300,300	349,000					
109		300,500	349,500					
110		300,900	349,900					
111		301,300	350,200					
112		301,600	350,500					
113		301,800	351,000					
114		302,000						
115		302,300						
116		302,700						
117		302,900						
118		303,100						
119		303,400						
120		303,700						
121		304,100						
122		304,300						
123		304,600						
124		304,900						
125		305,200						
定年前再任用短時間勤	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

職務員									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第24条</p> <p>1 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第25条</p> <p>1 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～4 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第24条</p> <p>1 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第25条</p> <p>1 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～4 略</p>

(門真市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 門真市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年門真市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう

に改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="252 237 703 360"><u>門真市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例</u></p> <p data-bbox="209 421 296 454">(趣旨)</p> <p data-bbox="156 465 799 819">第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号の規定により採用された職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の報酬、期末手当、<u>勤勉手当及び費用弁償</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="209 880 328 913">(報酬等)</p> <p data-bbox="156 925 252 958">第2条</p> <p data-bbox="164 969 252 1003">1 略</p> <p data-bbox="164 1014 799 1603">2 前項の勤務1時間当たりの額は、任用された職務により一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第23号。以下「給与条例」という。）別表第1の規定を準用し、規則で定めるところにより、格付された級及び号給に該当する額に12を乗じ、その額を常勤職員の週間勤務時間に52を乗じたものから、規則で定める時間数を減じたもので除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に100分の14を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した額とする。</p> <p data-bbox="164 1753 252 1787">3 略</p> <p data-bbox="164 1798 799 1962">4 パートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務報酬、超過勤務報酬、休日勤務割増報酬及び夜間勤務割増報酬、<u>期末手当、勤勉手当並びに費用弁償</u>を支給する。</p> <p data-bbox="164 1977 252 2011">5 略</p>	<p data-bbox="895 237 1347 360"><u>門真市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例</u></p> <p data-bbox="852 421 940 454">(趣旨)</p> <p data-bbox="799 465 1449 819">第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号の規定により採用された職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の報酬、期末手当_____及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="852 880 971 913">(報酬等)</p> <p data-bbox="799 925 895 958">第2条</p> <p data-bbox="807 969 895 1003">1 略</p> <p data-bbox="807 1014 1449 1738">2 前項の勤務1時間当たりの額は、任用された職務により一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第23号。以下「給与条例」という。）別表第1の規定を準用し、規則で定めるところにより、格付された級及び号給に該当する額に12を乗じ、その額を常勤職員の週間勤務時間に52を乗じたものから、規則で定める時間数を減じたもので除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に100分の14を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した額とする。<u>この場合において、1会計年度内において同表に定める給料月額</u>の改定があるときは、<u>当該改定前の金額とする。</u></p> <p data-bbox="807 1753 895 1787">3 略</p> <p data-bbox="807 1798 1449 1962">4 パートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務報酬、超過勤務報酬、休日勤務割増報酬及び夜間勤務割増報酬、<u>期末手当_____並びに費用弁償</u>を支給する。</p> <p data-bbox="807 1977 895 2011">5 略</p>

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する次に掲げるパートタイム会計年度任用職員(規則で定める者を除く。以下この条及び次条において同じ。)に対して支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>パートタイム会計年度任用職員、フルタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)</u>又は市長が別に定める者として任用された後、同一会計年度において6月未滿の任用期間をもって任用されたパートタイム会計年度任用職員であって、その会計年度内における任用期間の合計が6月以上となったもの</p> <p>(3) <u>前会計年度の末日までパートタイム会計年度任用職員、フルタイム会計年度任用職員又は市長が別に定める者として任用され、同日の翌日に6月未滿の任用期間をもって任用されたパートタイム会計年度任用職員であって、その任用期間と前会計年度における任用期間(前会計年度の末日を含むものに限る。)</u>との合計が6月以上となったもの</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給については、給与条例第24条から第24条の3までの規定の例による。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第8条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する前条第1項各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員に対し、基準日以前6月</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する次に掲げるパートタイム会計年度任用職員(規則で定める者を除く。以下この条_____において同じ。)に対して支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>6月未滿の任用期間をもって任用されたパートタイム会計年度任用職員であって、その会計年度内における任用期間の合計が6月以上となったもの</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給については、給与条例第24条から第24条の3までの規定の例による。<u>この場合において、給与条例第24条第2項に規定する期末手当基礎額に乗じる割合について、1会計年度内において同項に規定する割合の改定があるときは、当該改定前の割合とする。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第8条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する前条第1項各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員に対し、基準日以前6月</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

改正後	改正前
<p>以下の期間（規則で定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、規則で定める期間）におけるその者の勤務成績に応じて支給する。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（規則で定める方法により算出した額をいう。）に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、給与条例第25条の規定の例による。</p>	
第9条 略	第8条 略
第10条 略	第9条 略
第11条 略	第10条 略
第12条 略	第11条 略
第13条 略	第12条 略

（門真市会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正）

第4条 門真市会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年門真市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条</p> <p>1 略</p> <p>2 手当の種類は、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>、特殊勤務手当及び退職手当とする。</p> <p>3 略</p> <p>（給料表）</p> <p>第3条 給料表は、給与条例別表第1の規定を準用する。</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条</p> <p>1 略</p> <p>2 手当の種類は、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当_____、特殊勤務手当及び退職手当とする。</p> <p>3 略</p> <p>（給料表）</p> <p>第3条 給料表は、給与条例別表第1の規定を準用する。<u>この場合において、1会計年度内において同表に定める給料月額</u>の改定</p>

改正後	改正前
<p>2～3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 フルタイム会計年度任用職員（次に掲げるフルタイム会計年度任用職員に限る。）の期末手当については、給与条例第24条の規定の例による。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）</u>、フルタイム会計年度任用職員又は市長が別に定める者として任用された後、同一会計年度において6月未満の任用期間をもって任用されたフルタイム会計年度任用職員であって、その会計年度内における任用期間の合計が6月以上となったもの</p> <p>(3) <u>前会計年度の末日までパートタイム会計年度任用職員、フルタイム会計年度任用職員又は市長が別に定める者として任用され、同日の翌日に6月未満の任用期間をもって任用されたフルタイム会計年度任用職員であって、その任用期間と前会計年度における任用期間（前会計年度の末日を含むものに限る。）との合計が6月以上となったもの</u></p>	<p>があるときは、当該改定前の金額とする。</p> <p>2～3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 フルタイム会計年度任用職員（次に掲げるフルタイム会計年度任用職員に限る。）の期末手当については、給与条例第24条の規定の例による。<u>この場合において、同条第2項に規定する期末手当基礎額に乘じる割合について、1会計年度内において同項に規定する割合の改定があるときは、当該改定前の割合とする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>6月未満の任用期間をもって任用されたフルタイム会計年度任用職員であって、その会計年度内における任用期間の合計が6月以上となったもの</u></p>
<p>第20条 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 フルタイム会計年度任用職員（第18条各号に掲げるフルタイム会計年度任用職員に限る。）の勤勉手当については、給与条例第25条の規定の例による。</p>	<p>第20条 略</p>

改正後	改正前
<p>(地域手当等の支給方法)</p> <p>第22条 この条例に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員の地域手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>の支給方法に関し必要な事項は、給与条例第26条の規定の例による。</p> <p>第23条 略</p> <p>第24条 略</p>	<p>(地域手当等の支給方法)</p> <p>第21条 この条例に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員の地域手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>の支給方法に関し必要な事項は、給与条例第26条の規定の例による。</p> <p>第22条 略</p> <p>第23条 略</p>

(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年門真市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(地域手当に関する経過措置)</p> <p>2 次の各号に掲げる期間に支給する地域手当の割合は、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第15条の2第2項の規定にかかわらず、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 平成30年4月1日から<u>令和6年3月31日</u>まで 100分の14</p>	<p>附 則</p> <p>(地域手当に関する経過措置)</p> <p>2 次の各号に掲げる期間に支給する地域手当の割合は、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第15条の2第2項の規定にかかわらず、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 平成30年4月1日から<u>当分の間</u> 100分の14</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条（門真市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第2条第2項及び第7条第3項の改正規定を除く。）、第4条（門真市会計年度任用職員の給与に関する条例第3条第1項及び第18条各号列記以外の部分の改正規定を除く。）及び附則第7項から第9項までの規定は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「新一般職給与条例」という。）第27条の3第1項及び別表第1の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 新一般職給与条例第24条第2項及び第3項並びに第25条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(内払)

4 第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「旧一般職給与条例」という。）第27条の3第1項及び別表第1の規定に基づいて令和5年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新一般職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

5 旧一般職給与条例第24条第2項及び第3項並びに第25条第2項の規定に基づいて令和5年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当及び勤勉手当は、新一般職給与条例の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

（委任）

6 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（門真市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

7 門真市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（減給の効果）</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、<u>門真市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年門真市条例第17号）第2条第1項に規定する報酬に限る。</u>）の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（減給の効果）</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、<u>門真市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年門真市条例第17号）第2条第1項に規定する報酬に限る。</u>）の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

8 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員、<u>門真市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年門真市条例第17号）第1条に規</u></p>	<p style="text-align: center;">（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員、<u>門真市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年門真市条例第17号）第1条に規定するパー</u></p>

改正後	改正前
<p>定するパートタイム会計年度任用職員、門真市会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年門真市条例第18号）第1条に規定するフルタイム会計年度任用職員及び門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号）第1条に規定する市費負担教員を除く。以下同じ。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p>	<p>トタイム会計年度任用職員、門真市会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年門真市条例第18号）第1条に規定するフルタイム会計年度任用職員及び門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号）第1条に規定する市費負担教員を除く。以下同じ。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p>

（門真市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

9 門真市職員の育児休業等に関する条例（平成22年門真市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第8条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第23号。以下「給与条例」という。）第24条第1項又は門真市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年門真市条例第17号）第7条第1項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第25条第1項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第8条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第23号。以下「給与条例」という。）第24条第1項又は門真市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年門真市条例第17号）第7条第1項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第25条第1項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>

改正後	改正前
<p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第9条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(給与条例第4条第4項の規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第9条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(給与条例第4条第4項の規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

議案第91号

門真市国民健康保険条例の一部改正について

門真市国民健康保険条例（昭和39年条例第14号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和5年12月14日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）による国民健康保険法の一部改正に伴い、出産被保険者の保険料を減額するとともに、所要の改正を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市国民健康保険条例の一部を改正する条例

門真市国民健康保険条例（昭和39年条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第10条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（<u>第19条、第19条の3及び第19条の4</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた<u>法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項</u>の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額並びに算定政令第6条第6項第1号（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及びヲ（大阪府知事が定めたものに限る。）並びに附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。）、第2号及び第3号に掲げる額を除く。）の額</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第10条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（<u>第19条及び第19条の3</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた<u>法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項</u>の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額並びに算定政令第6条第6項第1号（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及びヲ（大阪府知事が定めたものに限る。）並びに附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。）、第2号及び第3号に掲げる額を除く。）の額</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割</p>

改正後	改正前
<p>額の算定)</p> <p>第12条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用があ</p>	<p>額の算定)</p> <p>第12条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項_____又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用があ</p>

改正後	改正前
<p>る場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第19条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第14条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>	<p>る場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第19条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第14条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第14条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第19条、第19条の3及び第19条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>	<p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第14条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第19条及び第19条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>

改正後	改正前
<p>ア 略</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、<u>第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項</u>の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>（介護納付金賦課総額）</p>	<p>ア 略</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び<u>第72条の3の2第1項</u>の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>（介護納付金賦課総額）</p>
<p>第14条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第19条及び第19条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び<u>第72条の3の3第1項</u>の規定による繰入金を除く。）の額</p>	<p>第14条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第19条_____の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び<u>第72条の3の2第1項</u>の規定による繰入金を除く。）の額</p>
<p>（賦課期日後における納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合）</p> <p>第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が<u>発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象</u></p>	<p>（賦課期日後における納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合）</p> <p>第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が<u>発生した場合若しくは1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた場合、介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する</u></p>

改正後	改正前
<p>被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた若しくは特例対象被保険者等でなくなつた場合における当該納付義務者に係る第11条、第14条の2、第14条の6の3若しくは第14条の6の6の額（被保険者数が増加又は減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第14条の8の額又は第19条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第19条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第14条若しくは第14条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第19条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた若しくは特例対象被保険者等でなくなつた日の属する月から、月割をもつて行ふ。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11</p>	<p>特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた_____場合における当該納付義務者に係る第11条、第14条の2、第14条の6の3若しくは第14条の6の6の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）又は第14条の8の額又は第19条第1項各号_____に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、若しくは被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた日、介護納付金賦課被保険者でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた_____日</p> <p>の属する月から、月割をもつて行ふ。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11</p>

改正後	改正前
<p>条、第14条の2、第14条の6の3若しくは第14条の6の6の額若しくは第14条の8の額又は第19条第1項各号に定める額、<u>第19条の3第1項に定める第14条若しくは第14条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号に定める額、第19条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</u></p>	<p>条、第14条の2、第14条の6の3若しくは第14条の6の6の額又は第14条の8の額又は第19条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p>
<p>(低所得者の保険料の減額)</p>	<p>(低所得者の保険料の減額)</p>
<p>第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第14条の6の額を超える場合には、第14条の6の額）とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、そ</p>	<p>第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第14条の6の額を超える場合には、第14条の6の額）とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、そ</p>

改正後	改正前
<p>の適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同</p>	<p>の適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同</p>

改正後	改正前
<p>じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額 ア～イ 略 (2)～(3) 略 2～4 略</p>	<p>じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額 ア～イ 略 (2)～(3) 略 2～4 略</p>
<p>(未就学児の被保険者均等割額の減額) 第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条又は第14条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の<u>保険料率</u>から、当該<u>保険料率</u>に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の切捨てを行つた後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。) 2～3 略 4 当該年度において、第19条に規定する基</p>	<p>(未就学児の被保険者均等割額の減額) 第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条又は第14条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の<u>保険料額</u>から、当該<u>保険料額</u>に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の切捨てを行つた後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。) 2～3 略 4 当該年度において、第19条に規定する基</p>

改正後	改正前
<p>準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第14条又は第14条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の<u>保険料率</u>から、当該<u>保険料率</u>に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第14条第2項の規定により端数の切捨てを行つた後の額とする。）を控除して得た額</p> <p>(2) 略</p> <p>5～6 略</p> <p><u>(出産被保険者の保険料の減額)</u></p>	<p>準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第14条又は第14条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の<u>保険料額</u>から、当該<u>保険料額</u>に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第14条第2項の規定により端数の切捨てを行つた後の額とする。）を控除して得た額</p> <p>(2) 略</p> <p>5～6 略</p>
<p>第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第14条の6の額を超える場合には、第14条の6の額）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第26条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属す</p>	

改正後	改正前
<p>る月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>2 第14条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第14条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の6の3又は第14条の6の6」と、「第14条の6の額」とあるのは「第14条の6の10の額」と、前項中「第14条」とあるのは「第14条の6の5」と読み替えるものとする。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の8」と、「第14条の6の額」とあるのは「第14条の11の額」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の10」と読み替えるものとする。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>5 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がいる場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条又は第14条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第14条の</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

改正後	改正前
6 の額を超える場合には、第14条の6の額)とする。	
(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	
(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	
6 第14条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第14条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。	
7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の6の3又は第14条の6の6」と、「第14条の6の額」とあるのは「第14条の6の10の額」と、前項中「第14条」とあるのは「第14条の6の5」と読み替えるものとする。	
8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「世帯に出産被保険者」とあるのは「世帯に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の8」と、「第14条の6の額」とあるのは「第14条の11の額」と、第6項中「第14条」とあるのは「第14条の10」と読み替えるも	

改正後	改正前
<p>のとする。</p> <p>第26条の3 略</p> <p>(<u>出産被保険者に関する届出</u>)</p> <p>第26条の4 <u>出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</u></p>	<p>_____</p> <p>第26条の3 略</p> <p>_____</p>
<p>(1) <u>世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p>(2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p>(3) <u>出産の予定日</u></p> <p>(4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>2 <u>前項の届書には、次に掲げる書類を添えないなければならない。</u></p> <p>(1) <u>出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(2) <u>多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(3) <u>出産後に前項の届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>3 <u>第1項の届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の届出を省略させることができる。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の門真市国民健康保険条例第19条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第92号

令和5年度門真市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度門真市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条** 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100,356千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76,256,642千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月14日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
18	繰入金	3,040,563	100,000	3,140,563
	1 基金繰入金	3,040,563	100,000	3,140,563
19	諸収入	696,742	356	697,098
	4 雑入	672,557	356	672,913
	歳入合計	76,156,286	100,356	76,256,642

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	382,129	301	382,430
	1 議会費	382,129	301	382,430
2	総務費	8,246,386	49,191	8,295,577
	1 総務管理費	7,144,864	41,715	7,186,579
	2 徴税費	553,071	3,319	556,390
	3 戸籍住民基本台帳費	368,561	2,534	371,095
	4 選挙費	150,574	924	151,498
	5 統計調査費	26,284	699	26,983
3	民生費	35,560,390	20,334	35,580,724
	1 社会福祉費	14,268,873	3,970	14,272,843
	2 児童福祉費	8,552,071	8,936	8,561,007
	3 生活保護費	10,985,420	2,800	10,988,220
	4 国民健康保険費	1,754,026	4,628	1,758,654
4	衛生費	7,354,326	△3,689	7,350,637
	1 保健衛生費	1,556,851	△6,687	1,550,164
	2 清掃費	5,797,475	2,998	5,800,473
5	農林水産業費	36,091	452	36,543
	1 農業費	36,091	452	36,543
6	商工費	367,730	369	368,099
	1 商工費	367,730	369	368,099
7	土木費	11,324,204	2,933	11,327,137
	1 土木管理費	214,247	△4,071	210,176
	2 道路橋りょう費	1,321,132	520	1,321,652
	3 河川費	261,480	859	262,339
	4 都市計画費	5,589,598	5,625	5,595,223
9	教育費	6,340,865	27,727	6,368,592

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 教育総務費	3,440,708	9,908	3,450,616
	2 小学校費	822,486	6,253	828,739
	3 中学校費	409,385	5,419	414,804
	4 幼稚園費	168,784	738	169,522
	5 社会教育費	684,169	4,834	689,003
	6 保健体育費	815,333	575	815,908
12	予備費	72,612	2,738	75,350
	1 予備費	72,612	2,738	75,350
	歳 出 合 計	76,156,286	100,356	76,256,642

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
18 繰入金	3,040,563	100,000	3,140,563
19 諸収入	696,742	356	697,098
歳入合計	76,156,286	100,356	76,256,642

(歳出)

款	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 議会費	382, 129	301	382, 430
2 総務費	8, 246, 386	49, 191	8, 295, 577
3 民生費	35, 560, 390	20, 334	35, 580, 724
4 衛生費	7, 354, 326	△3, 689	7, 350, 637
5 農林水産業費	36, 091	452	36, 543
6 商工費	367, 730	369	368, 099
7 土木費	11, 324, 204	2, 933	11, 327, 137
9 教育費	6, 340, 865	27, 727	6, 368, 592
12 予備費	72, 612	2, 738	75, 350
歳 出 合 計	76, 156, 286	100, 356	76, 256, 642

補正額の財源内訳			
特 国府支出金	定 地方債	財 その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
			301
		356	48,835
			20,334
			△3,689
			452
			369
			2,933
			27,727
			2,738
0	0	356	100,000

2 歳 入

18 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
8 財政調整基金繰入金	千円 1,130,000	千円 100,000	千円 1,230,000
計	3,040,563	100,000	3,140,563

19 款 諸収入

4 項 雑入

2 雑入	671,828	356	672,184
計	672,557	356	672,913

節		説	明
区 分	金 額		
1 財政調整基金 繰入金	千円 100,000	財政調整基金繰入金	千円

97 水道事業会計 負担金	356	水道事業会計退職手当負担金	

1 8 款 繰入金 1 9 款 諸収入

3 歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 議会費	千円 382,129	千円 301	千円 382,430	千円	千円	千円	千円 301
計	382,129	301	382,430	0	0	0	301

2 款 総務費

1 項 総務管理費

1 一般管理費	4,551,562	40,903	4,592,465			356	40,547
						諸収入 356	

節		説明	千円
区分	金額		
4	共済費	千円 301	千円
		○施策評価対象外事業	
		職員等の人件費に関する事務	301
		共済費	301
		負担金	301
		共済組合負担金	301

1	報酬	382	○シティプロモーションによる定住促進
			ふるさと納税推進事業
			報酬
2	給料	2,245	194
			報酬
			157
3	職員手当等	32,199	会計年度任用職員
			職員手当等
			37
4	共済費	4,825	期末手当
			37
13	委託料	496	○施策評価対象外事業
			財政運営事務
			679
19	負担金補助及び交付金	756	負担金補助及び交付金
			679
			負担金
			679
			公共下水道事業会計負担金
			679
			○施策評価対象外事業
			人事管理に関する事務
			2,245
			給料
			2,245
			一般職給
			2,245
			一般職給
			2,245
			職員の給与・厚生に関する事務
			160
			報酬
			127
			会計年度任用職員
			127

1 款 議会費 2 款 総務費

2款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
2 文書管理費	25,741	1	25,742				1

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		職員手当等 33
		期末手当 33
		職員等の人件費に関する事務 36,903
		職員手当等 32,001
		通勤手当 1,101
		期末手当 2,231
		勤勉手当 2,518
		退職手当 26,151
		共済費 4,825
		負担金 4,825
		共済組合負担金 4,825
		負担金補助及び交付金 77
		負担金 77
		上下水道事業併任職員負担金 77
		庶務関連事務（人事課） 496
		委託料 496
		各種業務委託料（費用） 496
		人事給与システム業務委託料 496
		○施策評価対象外事業
		庁舎管理（当直・清掃・駐車場等）事務 226
		報酬 98
		会計年度任用職員 98
		職員手当等 128
		期末手当 128
1 報酬	1	○施策評価対象外事業
		議会・法規等に関する事務 1
		報酬 1
		審理員 1

2 款 総務費

2款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
15 南部市民センター費	千円 37,965	千円 811	千円 38,776	千円	千円	千円	千円 811
計	7,144,864	41,715	7,186,579	0	0	356	41,359

2款 総務費

2項 徴税費

1 税務総務費	379,138	3,319	382,457				3,319
---------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

節		説 明	千円
区 分	金 額		
1 報酬	千円 618	○効率的・効果的な行政運営	
3 職員手当等	193	南部市民サービスコーナー運営事業	811
		報酬	618
		会計年度任用職員	618
		職員手当等	193
		期末手当	193

1 報酬	783	○施策評価対象外事業	
2 給料	180	職員等の人件費に関する事務	2,114
3 職員手当等	2,356	職員手当等	2,114
		扶養手当	427
		期末手当	394
		勤勉手当	408
		児童手当	885
		○施策評価対象外事業	
		税政関係事務	147
		報酬	114
		会計年度任用職員	114
		職員手当等	33
		期末手当	33
		個人市民税課税事務	350
		報酬	111
		会計年度任用職員	111
		給料	180
		一般職給	180

2 款 総務費

2款 総務費

2項 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	553,071	3,319	556,390	0	0	0	3,319

2款 総務費

3項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	368,561	2,534	371,095				2,534
-------------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

節		説 明	千円
区 分	金 額		
	千円		
		一般職給	180
		職員手当等	59
		地域手当	26
		期末手当	33
		固定資産税課税事務	165
		報酬	132
		会計年度任用職員	132
		職員手当等	33
		期末手当	33
		○施策評価対象外事業	
		市税徴収事務	543
		報酬	426
		会計年度任用職員	426
		職員手当等	117
		期末手当	117

1 報酬	1,296	○施策評価対象外事業	
		職員等の人件費に関する事務	897
3 職員手当等	1,238	職員手当等	897
		期末手当	458
		勤勉手当	439
		○施策評価対象外事業	
		窓口事務	1,127
		報酬	888
		会計年度任用職員	888

2 款 総務費

2款 総務費

3項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	368,561	2,534	371,095	0	0	0	2,534

2款 総務費

4項 選挙費

1 選挙管理委員会費	53,929	924	54,853				924
計	150,574	924	151,498	0	0	0	924

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
		職員手当等	239
		期末手当	239
		旅券発給事務	316
		報酬	251
		会計年度任用職員	251
		職員手当等	65
		期末手当	65
		戸籍事務（新型コロナ対策）	194
		報酬	157
		会計年度任用職員	157
		職員手当等	37
		期末手当	37

3 職員手当等	924	○施策評価対象外事業	
		職員等の人件費に関する事務	924
		職員手当等	924
		扶養手当	167
		期末手当	383
		勤勉手当	374

2 款 総務費

2 款 総務費

5 項 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 統計調査総務費	千円 26,284	千円 699	千円 26,983	千円	千円	千円	千円 699
計	26,284	699	26,983	0	0	0	699

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	8,879,721	3,469	8,883,190				3,469
-----------	-----------	-------	-----------	--	--	--	-------

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 182	○施策評価対象外事業 千円
3 職員手当等	393	職員等の人件費に関する事務 474
4 共済費	124	職員手当等 350
		期末手当 174
		勤勉手当 176
		共済費 124
		負担金 124
		厚生年金負担金 124
		○施策評価対象外事業
		統計書作成事業 225
報酬 182		
会計年度任用職員 182		
職員手当等 43		
期末手当 43		

1 報酬	631	○障がい児（者）等への支援
3 職員手当等	1,424	障がい者ケースワーク事業 126
		報酬 98
4 共済費	1,414	会計年度任用職員 98
		職員手当等 28
		期末手当 28
		○生活保障と自立支援
		生活困窮者自立支援事業 194
報酬 157		
会計年度任用職員 157		

2 款 総務費 3 款 民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
2 老人福祉費	2,792,528	132	2,792,660				132

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		職員手当等 37
		期末手当 37
		○施策評価対象外事業
		職員等の人件費に関する事務 2,675
		職員手当等 1,261
		期末手当 567
		勤勉手当 694
		共済費 1,414
		負担金 1,414
		共済組合負担金 987
		厚生年金負担金 427
		○施策評価対象外事業
		庶務関連事務（障がい福祉課） 317
		報酬 252
		会計年度任用職員 252
		職員手当等 65
		期末手当 65
		○施策評価対象外事業
		障がい支援区分等認定事業 157
		報酬 124
		会計年度任用職員 124
		職員手当等 33
		期末手当 33
1 報酬	106	○施策評価対象外事業
		庶務関連事務（高齢福祉課） 132
3 職員手当等	26	報酬 106
		会計年度任用職員 106
		職員手当等 26
		期末手当 26

3 款 民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 国民年金費	千円 32,726	千円 369	千円 33,095	千円	千円	千円	千円 369
計	14,268,873	3,970	14,272,843	0	0	0	3,970

3款 民生費

2項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	605,236	1,978	607,214				1,978
-----------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 295	千円 ○施策評価対象外事業
3 職員手当等	74	国民年金事務 369
		報酬 295
		会計年度任用職員 295
		職員手当等 74
		期末手当 74

1 報酬	1,031	○みんなで支え合う子育て環境づくり
2 給料	357	なかよし広場運営事業 297
3 職員手当等	590	報酬 235
		会計年度任用職員 235
		職員手当等 62
		期末手当 62
		ファミリー・サポート・センター運営事業 74
		報酬 74
		会計年度任用職員 74
		放課後児童クラブ運営事業 157
		報酬 124
		会計年度任用職員 124
		職員手当等 33
		期末手当 33
		子どもの貧困対策事業 683
		報酬 400
		会計年度任用職員 400
		職員手当等 283

3 款 民生費

3款 民生費
2項 児童福祉費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	

節		説 明	千円
区 分	金 額		
	千円		千円
		期末手当	283
		○子育て世帯への支援	
		子ども・子育てサービス利用者支援事業	255
		報酬	118
		会計年度任用職員	118
		給料	93
		一般職給	93
		一般職給	93
		職員手当等	44
		地域手当	13
		期末手当	31
		○母子保健の充実	
		こんにちは赤ちゃん事業	87
		報酬	69
		会計年度任用職員	69
		職員手当等	18
		期末手当	18
		○施策評価対象外事業	
		児童扶養手当支給事業	31
		職員手当等	31
		期末手当	31
		児童手当支給事業	8
		報酬	8
		会計年度任用職員	8
		○施策評価対象外事業	
		保育所入所等事業	383
		給料	264
		一般職給	264
		一般職給	264

3 款 民生費

3款 民生費
2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 児童措置費	6,636,716	162	6,636,878				162
3 保育園費	555,393	5,826	561,219				5,826
4 児童通園施設費	311,606	970	312,576				970

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円 職員手当等 119 地域手当 37 期末手当 82 ○施策評価対象外事業 保育所等の認可・確認・届出に関する事務 3 報酬 3 会計年度任用職員 3
1 報酬	162	○施策評価対象外事業 子育てのための施設等利用給付事業 162 報酬 162 会計年度任用職員 162
1 報酬	309	○就学前教育・保育の充実 公立保育所運営事業 1,763 報酬 309
2 給料	979	
3 職員手当等	4,538	会計年度任用職員 309 給料 979 一般職給 979 一般職給 979 職員手当等 475 地域手当 137 期末手当 338 ○施策評価対象外事業 職員等の人件費に関する事務 4,063 職員手当等 4,063 期末手当 2,016 勤勉手当 2,047
1 報酬	502	○障がい児（者）等への支援 こども発達支援センター運営事業 970

3 款 民生費

3款 民生費
2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	8,552,071	8,936	8,561,007	0	0	0	8,936

3款 民生費
3項 生活保護費

1 生活保護総務費	817,221	2,800	820,021				2,800
-----------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

節		説明	千円
区分	金額		
2	給料	報酬	502
		会計年度任用職員	502
3	職員手当等	給料	247
		一般職給	247
		一般職給	247
		職員手当等	221
		地域手当	35
		期末手当	186

1	報酬	1,469	○生活保障と自立支援	
			適正化推進事業	98
3	職員手当等	481	報酬	51
			会計年度任用職員	51
4	共済費	850	職員手当等	47
			期末手当	47
			子どもの健全育成事業	488
			報酬	257
			会計年度任用職員	257
			職員手当等	231
			期末手当	231
			健康管理支援事業	180
			報酬	134
			会計年度任用職員	134
			職員手当等	46
			期末手当	46

3款 民生費

3款 民生費

3項 生活保護費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	

節		説 明	千円
区 分	金 額		
	千円		千円
		扶養義務調査充実事業	149
		報酬	116
		会計年度任用職員	116
		職員手当等	33
		期末手当	33
		債権管理適正化事業	159
		報酬	126
		会計年度任用職員	126
		職員手当等	33
		期末手当	33
		面接相談事業	122
		報酬	93
		会計年度任用職員	93
		職員手当等	29
		期末手当	29
		年金調査事業	289
		報酬	227
		会計年度任用職員	227
		職員手当等	62
		期末手当	62
		○施策評価対象外事業	
		職員等の人件費に関する事務	850
		共済費	850
		負担金	850
		共済組合負担金	850
		○施策評価対象外事業	
		生活保護給付事業	465
		報酬	465
		会計年度任用職員	465

3 款 民生費

3款 民生費

3項 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	千円 10,985,420	千円 2,800	千円 10,988,220	千円 0	千円 0	千円 0	千円 2,800

3款 民生費

4項 国民健康保険費

1 国民健康保 険費	1,754,026	4,628	1,758,654				4,628
計	1,754,026	4,628	1,758,654	0	0	0	4,628

4款 衛生費

1項 保健衛生費

1 保健衛生総 務費	535,985	△6,910	529,075				△6,910
---------------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

28 繰出金	4,628	○施策評価対象外事業
		国民健康保険事業特別会計繰出金事務
		繰出金
		他会計への繰出金
		職員給与費等分

1 報酬	618	○母子保健の充実
		乳幼児健康診査事業
2 給料	△7,644	報酬
		会計年度任用職員
3 職員手当等	116	妊娠・出産包括支援事業
		報酬
		会計年度任用職員
		職員手当等
		期末手当
		出産・子育て応援給付金給付事業
		報酬
		会計年度任用職員
		職員手当等
		期末手当
		○施策評価対象外事業

3 款 民生費 4 款 衛生費

4款 衛生費

1項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 環境衛生費	54,085	223	54,308				223
計	1,556,851	△6,687	1,550,164	0	0	0	△6,687

4款 衛生費

2項 清掃費

1 清掃総務費	80,285	5,276	85,561				5,276
---------	--------	-------	--------	--	--	--	-------

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		職員等の人件費に関する事務	△7,644
		給料	△7,644
		一般職給	△7,644
		一般職給	△7,644
		○施策評価対象外事業	
		庶務関連事務（健康増進課）	187
		報酬	150
		会計年度任用職員	150
		職員手当等	37
		期末手当	37
2 給料	156	○生活環境保全	
		防疫事業	223
3 職員手当等	67	給料	156
		一般職給	156
		一般職給	156
		職員手当等	67
		地域手当	22
		期末手当	45

3 職員手当等	4,576	○施策評価対象外事業	
		職員等の人件費に関する事務	5,276
4 共済費	700	職員手当等	4,576
		扶養手当	138
		地域手当	231
		通勤手当	533

4 款 衛生費

4款 衛生費
2項 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 塵芥処理費	5,493,327	981	5,494,308				981
3 し尿処理費	205,159	△4,096	201,063				△4,096

節		説 明	千円
区 分	金 額		
	千円		千円
		期末手当	1,856
		勤勉手当	1,693
		児童手当	125
		共済費	700
		負担金	700
		共済組合負担金	700
1 報酬	237	○快適に暮らせる生活基盤の整備	
		ごみ収集運搬事業	502
2 給料	696	報酬	237
3 職員手当等	48	会計年度任用職員	237
		給料	144
		一般職給	144
		一般職給	144
		職員手当等	121
		地域手当	21
		期末手当	100
		○施策評価対象外事業	
		職員等の人件費に関する事務	479
		給料	552
		一般職給	552
		一般職給	552
		職員手当等	△73
		通勤手当	284
		期末手当	1,679
		勤勉手当	1,764
		夜勤手当	△3,800
2 給料	△4,096	○施策評価対象外事業	
		職員等の人件費に関する事務	△4,096

4 款 衛生費

4款 衛生費
2項 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 リサイクル プラザ費	11,540	837	12,377				837
計	5,797,475	2,998	5,800,473	0	0	0	2,998

5款 農林水産業費
1項 農業費

2 農業総務費	18,211	452	18,663				452
計	36,091	452	36,543	0	0	0	452

6款 商工費
1項 商工費

1 商工総務費	115,373	301	115,674				301
---------	---------	-----	---------	--	--	--	-----

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円	給料	千円 △4,096
		一般職給	△4,096
		一般職給	△4,096
1 報酬	635	○地球環境保全	
		リサイクルプラザ運営・管理事業	837
3 職員手当等	202	報酬	635
		会計年度任用職員	635
		職員手当等	202
		期末手当	202

3 職員手当等	452	○施策評価対象外事業	
		職員等の人件費に関する事務	452
		職員手当等	452
		期末手当	178
		勤勉手当	274

4 共済費	301	○施策評価対象外事業	
		職員等の人件費に関する事務	301
		共済費	301
		負担金	301
		厚生年金負担金	301

4 款 衛生費 5 款 農林水産業費 6 款 商工費

6款 商工費

1項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 消費生活対策費	千円 34,890	千円 68	千円 34,958	千円	千円	千円	千円 68
計	367,730	369	368,099	0	0	0	369

7款 土木費

1項 土木管理費

1 土木総務費	214,247	△4,071	210,176				△4,071
計	214,247	△4,071	210,176	0	0	0	△4,071

7款 土木費

2項 道路橋りょう費

1 道路橋りょう総務費	58,796	520	59,316				520
-------------	--------	-----	--------	--	--	--	-----

節		説 明	千円
区 分	金 額		
3 職員手当等	千円 68	○安全・安心な暮らしを支える体制づくり 消費生活相談事業 職員手当等 期末手当	千円 68 68 68

2 給料	△4,071	○施策評価対象外事業 職員等の人件費に関する事務 給料 一般職給 一般職給	△4,071 △4,071 △4,071 △4,071

1 報酬	248	○快適な道路環境の形成 道路維持管理事業	362
2 給料	144	報酬	123
3 職員手当等	128	会計年度任用職員 給料 一般職給 一般職給 職員手当等 地域手当 期末手当	123 144 144 144 95 21 74

6 款 商工費 7 款 土木費

7款 土木費

2項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	1,321,132	520	1,321,652	0	0	0	520

7款 土木費

3項 河川費

1 河川総務費	261,480	859	262,339				859
計	261,480	859	262,339	0	0	0	859

7款 土木費

4項 都市計画費

1 都市計画総務費	703,143	5,259	708,402				5,259
-----------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		○施策評価対象外事業
		庶務関連事務（道路公園課）
		報酬
		会計年度任用職員
		職員手当等
		期末手当

3 職員手当等	648	○施策評価対象外事業
		職員等の人件費に関する事務
4 共済費	211	職員手当等
		期末手当
		勤勉手当
		共済費
		負担金
		共済組合負担金

3 職員手当等	2,487	○施策評価対象外事業
		職員等の人件費に関する事務
4 共済費	2,772	職員手当等
		期末手当
		勤勉手当

7 款 土木費

7 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 公園費	83,833	366	84,199				366
計	5,589,598	5,625	5,595,223	0	0	0	5,625

9 款 教育費

1 項 教育総務費

2 事務局費	1,749,544	6,573	1,756,117				6,573
--------	-----------	-------	-----------	--	--	--	-------

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
		児童手当	175
		共済費	2,772
		負担金	2,772
		共済組合負担金	2,772
1 報酬	126	○憩いの場の充実	
		公園維持管理事業	366
2 給料	144	報酬	126
3 職員手当等	96	会計年度任用職員	126
		給料	144
		一般職給	144
		一般職給	144
		職員手当等	96
		地域手当	21
		期末手当	75

1 報酬	140	○施策評価対象外事業	
		職員等の人件費に関する事務	6,399
3 職員手当等	3,685	職員手当等	3,651
4 共済費	2,748	期末手当	1,373
		勤勉手当	1,468
		児童手当	810
		共済費	2,748
		負担金	2,748
		共済組合負担金	1,606
		厚生年金負担金	1,142

7 款 土木費 9 款 教育費

9 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 教育振興費	433,173	3,039	436,212				3,039

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		○施策評価対象外事業
		庶務関連事務（教育総務課）
		報酬
		会計年度任用職員
		職員手当等
		期末手当
1 報酬	2,542	○学校教育の推進
		学校図書館司書配置事業
		報酬
		会計年度任用職員
		職員手当等
		期末手当
		きめ細かな指導を実現する環境づくり事業（新型コロナ対策）
		報酬
		会計年度任用職員
		職員手当等
		期末手当
3 職員手当等	497	○児童・生徒の健全育成
		「チーム学校」支援体制充実事業
		報酬
		会計年度任用職員
		職員手当等
		期末手当
		○施策評価対象外事業
		庶務関連事務（学校教育課）
		報酬
		会計年度任用職員
		職員手当等

9款 教育費

9款 教育費

1項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 人権教育推進費	7,826	24	7,850				24
5 教育センター費	9,406	272	9,678				272
計	3,440,708	9,908	3,450,616	0	0	0	9,908

9款 教育費

2項 小学校費

1 学校管理費	822,486	6,253	828,739				6,253
---------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円 期末手当 23
1 報酬	18	○平和と人権の尊重 人権教育推進支援事業 24
3 職員手当等	6	報酬 18 会計年度任用職員 18 職員手当等 6 期末手当 6
1 報酬	272	○学校教育の推進 教職員研修事業 272 報酬 272 会計年度任用職員 272

2 給料	344	○学校教育の推進 学力向上事業 816
3 職員手当等	4,199	給料 150
4 共済費	1,710	一般職給 150 任期付職員給 150 職員手当等 666 期末手当 353 勤勉手当 313 四中校区ブランディング事業 405 職員手当等 405 扶養手当 22 期末手当 141

9 款 教育費

9款 教育費
2項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	822,486	6,253	828,739	0	0	0	6,253

9款 教育費
3項 中学校費

1 学校管理費	345,992	5,419	351,411				5,419
---------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		勤勉手当 82 児童手当 160 ○施策評価対象外事業 職員等の人件費に関する事務 5,032 給料 194 一般職給 194 一般職給 194 職員手当等 3,128 扶養手当 594 地域手当 324 期末手当 1,208 勤勉手当 1,002 共済費 1,710 負担金 1,710 共済組合負担金 1,710

2 給料	1,409	○施策評価対象外事業
		職員等の人件費に関する事務 5,419
3 職員手当等	2,767	給料 1,409
		一般職給 1,409
4 共済費	1,243	一般職給 1,409
		職員手当等 2,767
		地域手当 348
		期末手当 1,168
		勤勉手当 1,251

9 款 教育費

9款 教育費
3項 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	409,385	5,419	414,804	0	0	0	5,419

9款 教育費
4項 幼稚園費

1 幼稚園管理費	63,945	738	64,683				738
計	168,784	738	169,522	0	0	0	738

9款 教育費
5項 社会教育費

1 社会教育総務費	329,862	1,365	331,227				1,365
-----------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		共済費 1,243
		負担金 1,243
		共済組合負担金 1,243

1 報酬	316	○就学前教育・保育の充実	
		公立幼稚園運営事業	316
3 職員手当等	110	報酬	316
4 共済費	312	会計年度任用職員	316
		○施策評価対象外事業	
		職員等の人件費に関する事務	422
		職員手当等	110
		地域手当	110
		共済費	312
		負担金	312
		共済組合負担金	312

3 職員手当等	981	○施策評価対象外事業	
		職員等の人件費に関する事務	1,365
4 共済費	384	職員手当等	981
		期末手当	546
		勤勉手当	435

9 款 教育費

9款 教育費
5項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 図書館費	184,518	3,469	187,987				3,469
計	684,169	4,834	689,003	0	0	0	4,834

9款 教育費
6項 保健体育費

1 保健体育総務費	627,933	575	628,508				575
-----------	---------	-----	---------	--	--	--	-----

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
		共済費	384
		負担金	384
		共済組合負担金	384
1 報酬	2,115	○地域教育環境の充実	
		図書館運営事業	1,764
3 職員手当等	531	報酬	1,492
4 共済費	823	会計年度任用職員	1,492
		職員手当等	272
		期末手当	272
		図書館市民プラザ分館運営事業	633
		報酬	623
		会計年度任用職員	623
		職員手当等	10
		期末手当	10
		○施策評価対象外事業	
		職員等の人件費に関する事務	1,072
		職員手当等	249
		期末手当	249
		共済費	823
		負担金	823
		共済組合負担金	639
		厚生年金負担金	184

3 職員手当等	447	○施策評価対象外事業	
		職員等の人件費に関する事務	575

9 款 教育費

9 款 教育費

6 項 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	815,333	575	815,908	0	0	0	575

12 款 予備費

1 項 予備費

1 予備費	72,612	2,738	75,350				2,738
計	72,612	2,738	75,350	0	0	0	2,738

節		説	明
区 分	金 額		
4 共済費	千円 128	職員手当等	千円 447
		期末手当	218
		勤勉手当	229
		共済費	128
		負担金	128
		共済組合負担金	128

9 款 教育費 1 2 款 予備費

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考 〔その他の手当の内容〕	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年 間 支 給 率 (月 分)	地 域 手 当 (千円)	寒 冷 地 当 手 (千円)	そ の 他 の 当 手 (千円)	計 (千円)				
補 正 後	長 等	4	—	32,610	20,001 (4.40月)	4,566	—	—	57,177	9,252	66,429	
	議 員	20	143,676	—	70,547 (4.40月)	—	—	—	214,223	44,864	259,087	
	その他の 特別職	899	52,590	—	—	—	—	—	52,590	—	52,590	甲種、乙種 等手当
	計	923	196,266	32,610	90,548 (4.40月)	4,566	—	—	323,990	54,116	378,106	
補 正 前	長 等	4	—	32,610	20,001 (4.40月)	4,566	—	—	57,177	9,252	66,429	
	議 員	20	143,676	—	70,547 (4.40月)	—	—	—	214,223	44,864	259,087	
	その他の 特別職	899	52,589	—	—	—	—	—	52,589	—	52,589	甲種、乙種 等手当
	計	923	196,265	32,610	90,548 (4.40月)	4,566	—	—	323,989	54,116	378,105	
比 較	長 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	議 員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他の 特別職	—	1	—	—	—	—	—	1	—	1	
	計	—	1	—	—	—	—	—	1	—	1	

2. 一般職
(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(348) 862	497,371	3,039,334	2,659,251	6,195,956	1,210,120	7,406,076	
補 正 前	(350) 868	482,338	3,048,244	2,594,638	6,125,220	1,191,274	7,316,494	
比 較	(△2) △6	15,033	△8,910	64,613	70,736	18,846	89,582	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	98,633	460,078	280,053	85,506	116,724	860,039	612,103
	補 正 前	97,285	458,732	280,053	83,588	116,724	838,976	595,516
	比 較	1,348	1,346	—	1,918	—	21,063	16,587
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	69,776	70,744	1,008	1,370	3,025	192	
	補 正 前	69,776	44,593	4,808	1,370	3,025	192	
	比 較	—	26,151	△3,800	—	—	—	

ア 会計年度任用職員以外の職員 () 内は、短時間勤務職員 (外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1) 761	2,858,969	2,496,910	5,355,879	1,078,246	6,434,125	
補 正 前	(3) 767	2,872,475	2,436,961	5,309,436	1,060,578	6,370,014	
比 較	(△2) △6	△13,506	59,949	46,443	17,668	64,111	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	98,633	435,132	279,145	76,262	116,724	734,827	612,103
	補 正 前	97,285	434,119	279,145	74,344	116,724	718,095	595,516
	比 較	1,348	1,013	—	1,918	—	16,732	16,587
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	69,776	68,749	1,008	1,334	3,025	192	
	補 正 前	69,776	42,598	4,808	1,334	3,025	192	
	比 較	—	26,151	△3,800	—	—	—	

イ 会計年度任用職員 () 内は、会計年度任用職員の内、1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職に比し短い職員(外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(347) 101	497,371	180,365	162,341	840,077	131,874	971,951	
補 正 前	(347) 101	482,338	175,769	157,677	815,784	130,696	946,480	
比 較	(-) -	15,033	4,596	4,664	24,293	1,178	25,471	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	-	24,946	908	9,244	-	125,212	-
	補 正 前	-	24,613	908	9,244	-	120,881	-
	比 較	-	333	-	-	-	4,331	-
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	-	1,995	-	36	-	-	
	補 正 前	-	1,995	-	36	-	-	
	比 較	-	-	-	-	-	-	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考	
報 酬	15,033	報酬改定に伴う増減分	15,033	給料表の改定	給料表改定による影響分(令和5年4月1日適用)
		その他の増減分	-		
給 料	△8,910	給与改定に伴う増減分	31,221	給料表の改定	給料表改定による影響分(令和5年4月1日適用)
		昇給に伴う増加分	-		
		その他の増減分	△40,131	採用・退職・異動に伴う影響分等	
職 員 手 当	64,613	制度改正に伴う増減分	44,724	期末手当の改定 勤勉手当の改定 地域手当	人事院勧告による給与改定影響分(令和5年分) 期末手当支給割合の改定(2.40月から2.45月/年) 勤勉手当支給割合の改定(2.0月から2.05月/年) 人事院勧告による給与改定影響分(令和5年4月1日適用) 給料改定に伴う地域手当影響分
		その他の増減分	19,889	採用・退職・異動に伴う影響分等	扶養手当・地域手当・通勤手当・期末手当・勤勉手当・退職手当・夜勤手当

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△13,506	給与改定に伴う増減分	26,625	給料表の改定	給料表改定による影響分（令和5年4月1日適用）
		昇給に伴う増加分	—		
		その他の増減分	△40,131	採用・退職・異動に伴う影響分等	
職員手当	59,949	制度改正に伴う増減分	40,060	期末手当の改定 勤勉手当の改定 地域手当	人事院勧告による給与改定影響分（令和5年分） 期末手当支給割合の改定（2.40月から2.45月/年） 勤勉手当支給割合の改定（2.0月から2.05月/年） 人事院勧告による給与改定影響分（令和5年4月1日適用） 給料改定に伴う地域手当影響分
		その他の増減分	19,889	採用・退職・異動に伴う影響分等	扶養手当・地域手当・通勤手当・期末手当・勤勉手当・退職手当・夜勤手当

イ 会計年度任用職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	15,033	報酬改定に伴う増減分	15,033	給料表の改定	給料表改定による影響分（令和5年4月1日適用）
		その他の増減分	—		
給 料	4,596	給与改定に伴う増減分	4,596	給料表の改定	給料表改定による影響分（令和5年4月1日適用）
		その他の増減分	—		
職員手当	4,664	制度改正に伴う増減分	4,664	期末手当の改定 地域手当	人事院勧告による給与改定影響分（令和5年分） 期末手当支給割合の改定（2.40月から2.45月/年） 人事院勧告による給与改定影響分（令和5年4月1日適用） 給料改定に伴う地域手当影響分
		その他の増減分	—		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
令 和 5 年 10 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円)	304,582	349,124
	平 均 給 与 月 額 (円)	391,710	415,124
	平 均 年 齢 (歳)	41歳8月	56歳7月
令 和 5 年 1 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額 (円)	308,835	348,950
	平 均 給 与 月 額 (円)	395,996	415,777
	平 均 年 齢 (歳)	41歳6月	56歳1月

イ 初任給

区 分	一 般 行 政 職 (円)	技 能 労 務 職 (円)	国 の 制 度	
			一 般 行 政 職 (円)	技 能 労 務 職 (円)
高 校 卒	181,800	181,800	一般職 166,600	151,200
大 学 卒	208,000	—	総合職 208,000 一般職 196,200	—

ウ 級別職員数 ()内は、短時間勤務職員(外書き)

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令 和 5 年 10 月 1 日 現 在	8 級	10	1.6	8 級	—	—
	7 級	11	1.7	7 級	—	—
	6 級	57	8.8	6 級	—	—
	5 級	103	16.0	5 級	—	—
	4 級	115	17.8	4 級	95	82.6
	3 級	(1) 164	(100.0) 25.4	3 級	(1) 20	(100.0) 17.4
	2 級	166	25.8	2 級	—	—
	1 級	19	2.9	1 級	—	—
	計	(1) 645	(100.0) 100.0	計	(1) 115	(100.0) 100.0
令 和 5 年 1 月 1 日 現 在	8 級	9	1.4	8 級	—	—
	7 級	11	1.7	7 級	—	—
	6 級	56	8.8	6 級	—	—
	5 級	102	16.1	5 級	—	—
	4 級	119	18.7	4 級	95	79.8
	3 級	155	24.3	3 級	24	20.2
	2 級	173	27.2	2 級	—	—
	1 級	12	1.9	1 級	—	—
	計	(0) 637	100.0	計	(0) 119	(0.0) 100.0

(級別の基準となる職務)

8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
統括理事・部長	次 長	課 長	課長補佐	主 任	主 査	係 員	係 員

議案第93号

令和5年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

令和5年度門真市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,828千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,307,601千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月14日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	府支出金	10,667,095	200	10,667,295
	1 府補助金	10,667,095	200	10,667,295
6	繰入金	1,754,026	4,628	1,758,654
	1 一般会計繰入金	1,754,026	4,628	1,758,654
	歳入合計	15,302,773	4,828	15,307,601

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	352,391	4,628	357,019
	1 総務管理費	352,156	4,628	356,784
5	保健事業費	137,090	200	137,290
	2 特定健康診査等事業費	104,484	200	104,684
	歳 出 合 計	15,302,773	4,828	15,307,601

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
4 府支出金	10,667,095	200	10,667,295
6 繰入金	1,754,026	4,628	1,758,654
歳入合計	15,302,773	4,828	15,307,601

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	352,391	4,628	357,019
5 保健事業費	137,090	200	137,290
歳出合計	15,302,773	4,828	15,307,601

補正額の財源内訳			
特 国府支出金	定 地方債	財 その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
			4,628
			200
0	0	0	4,828

2 歳 入

4 款 府支出金

1 項 府補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 保険給付費等交付金	10,652,773	200	10,652,973
計	10,667,095	200	10,667,295

6 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	1,754,026	4,628	1,758,654
計	1,754,026	4,628	1,758,654

節		説明
区分	金額	
2 特別交付金	千円 200	特定健康診査等負担金

3 職員給与費等 繰入金	4,628	職員給与費等繰入金

国民健康保険事業特別会計

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 348,749	千円 4,628	千円 353,377	千円	千円	千円	千円 4,628
計	352,156	4,628	356,784	0	0	0	4,628

5 款 保健事業費

2 項 特定健康診査等事業費

1 特定健康診査等事業費	104,484	200	104,684				200
--------------	---------	-----	---------	--	--	--	-----

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 1,029	○健康保険制度の適正な運営 千円
3 職員手当等	3,041	健康保険管理事業 1,119
4 共済費	558	報酬 893
		会計年度任用職員 893
		職員手当等 226
		期末手当 226
		○効率的・効果的な行政運営
		収納管理事業 234
		報酬 136
		会計年度任用職員 136
		職員手当等 98
		期末手当 98
		○施策評価対象外事業
		職員等の人件費に関する事務 3,275
		職員手当等 2,717
		扶養手当 767
期末手当 750		
勤勉手当 650		
児童手当 550		
共済費 558		
負担金 558		
共済組合負担金 558		

1 報酬	163	○健康保険制度の適正な運営
3 職員手当等	37	特定健診事業 200

国民健康保険事業特別会計

5 款 保健事業費

2 項 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	104,484	200	104,684	0	0	0	200

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		報酬 163
		会計年度任用職員 163
		職員手当等 37
		期末手当 37

国民健康保険事業特別会計

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職 (1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(13) 27	24,327	91,503	82,842	198,672	37,895	236,567	
補 正 前	(13) 27	23,135	91,503	80,314	194,952	37,337	232,289	
比 較	(-) -	1,192	-	2,528	3,720	558	4,278	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
		補 正 後	3,113	13,662	8,630	3,099	2,520	28,040
	補 正 前	2,346	13,662	8,630	3,099	2,520	26,929	18,611
	比 較	767	-	-	-	-	1,111	650
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	3,897	-	-	600	20	-	
	補 正 前	3,897	-	-	600	20	-	
	比 較	-	-	-	-	-	-	

ア 会計年度任用職員以外の職員 () 内は、短時間勤務職員 (外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(-) 27	91,503	78,054	169,557	31,340	200,897	
補 正 前	(-) 27	91,503	75,887	167,390	31,825	199,215	
比 較	(-) -	-	2,167	2,167	△485	1,682	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
		補 正 後	3,113	13,662	8,630	3,099	2,520	23,252
	補 正 前	2,346	13,662	8,630	3,099	2,520	22,502	18,611
	比 較	767	-	-	-	-	750	650
内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	3,897	-	-	600	20	-	
	補 正 前	3,897	-	-	600	20	-	
	比 較	-	-	-	-	-	-	

イ 会計年度任用職員 () 内は、会計年度任用職員の内、1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職に比し短い職員(外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(13) -	24,327	-	4,788	29,115	6,555	35,670	
補 正 前	(13) -	23,135	-	4,427	27,562	5,512	33,074	
比 較	(-) -	1,192	-	361	1,553	1,043	2,596	

区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
補 正 前	-	-	-	-	-	4,427	-
比 較	-	-	-	-	-	361	-

内 訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)
補 正 前	-	-	-	-	-	-	-
比 較	-	-	-	-	-	-	-

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由	別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
報 酬	1,192	報酬改定に伴う増減分	1,192	給料表の改定	給料表改定による影響分(令和5年4月1日適用)
		その他の増減分	-		
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-		
		昇給に伴う増加分	-		
		その他の増減分	-		
職 員 手 当	2,528	制度改正に伴う増減分	1,722	期末手当の改定 勤勉手当の改定	人事院勧告による給与改定影響分(令和5年分) 期末手当支給割合の改定(2.40月から2.45月/年) 勤勉手当支給割合の改定(2.0月から2.05月/年)
		その他の増減分	806	採用・退職・異動に伴う影響分等	扶養手当・期末手当・勤勉手当

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-		
		昇給に伴う増加分	-		
		その他の増減分	-		
職員手当	2,167	制度改正に伴う増減分	1,361	期末手当の改定 勤勉手当の改定	人事院勧告による給与改定影響分（令和5年分） 期末手当支給割合の改定（2.40月から2.45月/年） 勤勉手当支給割合の改定（2.0月から2.05月/年）
		その他の増減分	806	採用・退職・異動に伴う影響分等	扶養手当・期末手当・勤勉手当

イ 会計年度任用職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考	
報 酬	1,192	報酬改定に伴う増減分	1,192	給料表の改定	給料表改定による影響分（令和5年4月1日適用）
		その他の増減分	-		
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-		
		その他の増減分	-		
職員手当	361	制度改正に伴う増減分	361	期末手当の改定	人事院勧告による給与改定影響分（令和5年分） 期末手当支給割合の改定（2.40月から2.45月/年）
		その他の増減分	-		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一 般 行 政 職
令 和 5 年 10 月 1 日 現 在	平均給料月額 (円)	283,963
	平均給与月額 (円)	358,555
	平均年齢 (歳)	40歳5月
令 和 5 年 1 月 1 日 現 在	平均給料月額 (円)	288,641
	平均給与月額 (円)	364,278
	平均年齢 (歳)	40歳2月

イ 初任給

区 分	一 般 行 政 職 (円)	国 の 制 度	
		一 般 行 政 職 (円)	
高 校 卒	181,800	一般職	166,600
大 学 卒	208,000	総合職	208,000
		一般職	196,200

ウ 級別職員数 () 内は、短時間勤務職員 (外書き)

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令 和 5 年 10 月 1 日 現 在	8 級	—	—
	7 級	—	—
	6 級	1	3.7
	5 級	3	11.1
	4 級	5	18.5
	3 級	7	25.9
	2 級	9	33.4
	1 級	2	7.4
	計	(—) 27	(—) 100.0
令 和 5 年 1 月 1 日 現 在	8 級	—	—
	7 級	—	—
	6 級	1	3.7
	5 級	3	11.1
	4 級	5	18.5
	3 級	8	29.6
	2 級	9	33.3
	1 級	1	3.7
	計	(—) 27	(—) 100.0

(級別の基準となる職務)

8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
統括理事・部長	次 長	課 長	課 長 補 佐	主 任	主 査	係 員	係 員

議案第94号

令和5年度門真市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度門真市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出の補正）

第2条 令和5年度門真市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「不足する額1,013,087千円」を「不足する額1,014,435千円」に、「当年度分損益勘定留保資金44,529千円」を「当年度分損益勘定留保資金45,877千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	1,344,028千円	1,348千円	1,345,376千円
第1項 建設改良費	1,013,042千円	1,348千円	1,014,390千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第9条第1号を次のように改める。

(1) 職員給与費 285,048千円

令和5年12月14日 提出

門真市長 宮本 一孝

令和5年度

門真市水道事業会計補正予算(第1号)に関する
説明書

令和5年度門真市水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

資本的收入及び支出

資本的支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
			(千円)	(千円)	(千円)	
1.	資本的支出		1,344,028	1,348	1,345,376	
	1.	建設改良費	1,013,042	1,348	1,014,390	
		1.	整備事業費	851	638,410	
		2.	配水設備改良費	497	344,230	

令和5年度門真市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(千円単位)
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	137,897
減価償却費	500,766
固定資産除却費	35,000
特別損失	4,829
退職給付引当金の増減額(△は減少)	14,808
修繕引当金の増減額(△は減少)	△ 11,304
賞与・法定福利費引当金の増減額(△は減少)	3,348
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 374
長期前受金戻入額	△ 142,177
受取利息及び受取利息配当金	△ 3,151
支払利息	49,910
未収金の増減額(△は増加)	21,261
未払金の増減額(△は減少)	△ 32,254
たな卸資産の増減額(△は増加)	△ 2,690
前受金の増減額(△は減少)	△ 1,320
預り金の増減額(△は減少)	1,753
小計	576,302
利息及び配当金の受取額	3,151
利息及び配当金の受取額(償却原価法)	△ 40
利息の支払額	△ 49,910
業務活動によるキャッシュ・フロー	529,503

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,251,794
有価証券の取得による支出	△ 100,000
工事負担金等による収入	81,921
他会計貸付金の増減額(△は増加)	300,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 969,873

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	339,900
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 230,986
財務活動によるキャッシュ・フロー	108,914

資金増加額(又は減少額)	△ 331,456
資金期首残高	2,497,515
資金期末残高	2,166,059

給 与 費 明 細 書

1. 総括 ()内は、暫定再任用職員(外書き)

区 分		職 員 数 (人)		給 与 費	
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料
補 正 後	損益勘定支弁職員	1	23 (2)	720	87,444
	資本勘定支弁職員	-	9	-	33,188
	合 計	1	32 (2)	720	120,632
補 正 前	損益勘定支弁職員	1	23 (2)	720	87,444
	資本勘定支弁職員	-	9	-	32,799
	合 計	1	32 (2)	720	120,243
比 較	損益勘定支弁職員	-	- (0)	-	-
	資本勘定支弁職員	-	-	-	389
	合 計	-	- (0)	-	389

手当の内訳 (千円)	区 分		扶養手当	地域手当	超過勤務手当	通勤手当
	補 正 後		4,344	18,091	15,546	4,184
	補 正 前		4,344	18,036	15,504	4,184
	比 較		-	55	42	-

ア 会計年度任用職員以外の職員 ()内は、暫定再任用職員(外書き)

区 分		職 員 数 (人)		給 与 費	
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料
補 正 後	損益勘定支弁職員	1	21 (2)	720	83,630
	資本勘定支弁職員	-	9	-	33,188
	合 計	1	30 (2)	720	116,818
補 正 前	損益勘定支弁職員	1	21 (2)	720	83,630
	資本勘定支弁職員	-	9	-	32,799
	合 計	1	30 (2)	720	116,429
比 較	損益勘定支弁職員	-	- (0)	-	-
	資本勘定支弁職員	-	-	-	389
	合 計	-	- (0)	-	389

手当の内訳 (千円)	区 分		扶養手当	地域手当	超過勤務手当	通勤手当
	補 正 後		4,344	17,557	15,546	4,133
	補 正 前		4,344	17,502	15,504	4,133
	比 較		-	55	42	-

イ 会計年度任用職員

区 分		職 員 数 (人)		給 与 費	
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料
補 正 後	損益勘定支弁職員	-	2	-	3,814
	資本勘定支弁職員	-	-	-	-
	合 計	-	2	-	3,814
補 正 前	損益勘定支弁職員	-	2	-	3,814
	資本勘定支弁職員	-	-	-	-
	合 計	-	2	-	3,814
比 較	損益勘定支弁職員	-	-	-	-
	資本勘定支弁職員	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-

手当の内訳 (千円)	区 分		地域手当	通勤手当	期末手当
	補 正 後		534	51	870
	補 正 前		534	51	870
	比 較		-	-	-

(千 円)		法定福利費 (千 円)	合 計 (千 円)
手 当	計		
87,524	175,688	32,587	208,275
31,459	64,647	12,126	76,773
118,983	240,335	44,713	285,048
87,524	175,688	32,587	208,275
30,643	63,442	11,983	75,425
118,167	239,130	44,570	283,700
-	-	-	-
816	1,205	143	1,348
816	1,205	143	1,348

管理職手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	退職手当	管理職員 特別勤務手当
4,212	30,631	24,724	2,364	14,808	79
4,212	30,252	24,384	2,364	14,808	79
-	379	340	-	-	-

(千 円)		法定福利費 (千 円)	合 計 (千 円)
手 当	計		
86,069	170,419	31,655	202,074
31,459	64,647	12,126	76,773
117,528	235,066	43,781	278,847
86,069	170,419	31,655	202,074
30,643	63,442	11,983	75,425
116,712	233,861	43,638	277,499
-	-	-	-
816	1,205	143	1,348
816	1,205	143	1,348

管理職手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	退職手当	管理職員 特別勤務手当
4,212	29,761	24,724	2,364	14,808	79
4,212	29,382	24,384	2,364	14,808	79
-	379	340	-	-	-

(千 円)		法定福利費 (千 円)	合 計 (千 円)
手 当	計		
1,455	5,269	932	6,201
-	-	-	-
1,455	5,269	932	6,201
1,455	5,269	932	6,201
-	-	-	-
1,455	5,269	932	6,201
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-

2. 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	389	給与改定に伴う増減分	389	給料表の改定	人事院勧告による影響額 (令和5年4月1日実施)
		昇給に伴う増加分	-		
		その他の増減分	-		
手 当	816	制度改正に伴う増減分	816	地域手当 超勤手当 期末手当 勤勉手当	勤勉手当支給額の改定 (令和5年12月1日実施) 給料表改定に伴う跳ね返り分 (令和5年4月1日実施)
		その他の増減分	-		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	389	給与改定に伴う増減分	389	給料表の改定	人事院勧告による影響額 (令和5年4月1日実施)
		昇給に伴う増加分	-		
		その他の増減分	-		
手 当	816	制度改正に伴う増減分	816	地域手当 超勤手当 期末手当 勤勉手当	勤勉手当支給額の改定 (令和5年12月1日実施) 給料表改定に伴う跳ね返り分 (令和5年4月1日実施)
		その他の増減分	-		

イ 会計年度任用職員

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-		
		その他の増減分	-		
手 当	-	制度改正に伴う増減分	-		
		その他の増減分	-		

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		事務職 (行政職(1))	技術職 (行政職(1))	全職種 (行政職(1))
令和5年10月1日現在	平均給料月額(円)	306,300	292,006	299,153
	平均給与月額(円)	370,735	364,629	367,682
	平均年齢	45歳11月	39歳0月	42歳6月
令和5年1月1日現在	平均給料月額(円)	304,750	297,081	300,660
	平均給与月額(円)	370,174	370,521	370,359
	平均年齢	45歳3月	38歳9月	41歳9月

(2) 初任給

区 分	事務職	技術職	一般会計の制度	
			一般行政職	技能労務職
高校卒(円)	181,800	181,800	181,800	181,800
大学卒(円)	208,000	208,000	208,000	—

(3) 級別職員数 ()内は、暫定再任用職員(外書き)

区 分	事務職			技術職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和5年10月1日現在	8級	1	7.1	8級	—	—
	7級	—	—	7級	—	—
	6級	1	7.1	6級	2	12.5
	5級	—	—	5級	2	12.5
	4級	3	21.4	4級	3	18.8
	3級	5(2)	35.8(100.0)	3級	—	—
	2級	4	28.6	2級	8	49.9
	1級	—	—	1級	1	6.3
	計	14(2)	100.0(100.0)	計	16	100.0
令和5年1月1日現在	8級	1	8.3	8級	—	—
	7級	—	—	7級	—	—
	6級	1	8.3	6級	2	12.5
	5級	—	—	5級	2	12.5
	4級	2	16.7	4級	4	25.0
	3級	5(2)	41.7(100.0)	3級	—	—
	2級	3	25.0	2級	7	43.7
	1級	—	—	1級	1	6.3
	計	12(2)	100.0(100.0)	計	16	100.0

(級別の標準的な職務内容)

8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
部長	次長	課長	課長補佐	主任	主査	係員	係員

(4) 昇給

区 分		合 計	事 務 職	技 術 職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	32	16	16	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	24	9	15	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	1	1	—
		3 号 給 (人)	—	—	—
		4 号 給 (人)	23	8	15
比 率 (B)／(A) (%)	75.0	56.3	93.8		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	32	16	16	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	26	10	16	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	—	—	—
		3 号 給 (人)	1	—	1
		4 号 給 (人)	25	10	15
比 率 (B)／(A) (%)	81.3	62.5	100.0		

(5) 期末手当・勤勉手当 ()内は、暫定再任用職員

区 分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の級等による加算	備 考
	6月	12月			
補 正 後	(1.15) 2.20	(1.20) 2.30	(2.35) 4.50	有	
	月分	月分	月分		
補 正 前	(1.15) 2.20	(1.15) 2.20	(2.30) 4.40	有	
	月分	月分	月分		
一般会計の制度	(1.15) 2.20	(1.20) 2.30	(2.35) 4.50	有	
	月分	月分	月分		

令和5年度門真市水道事業予定損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

	千円	千円	千円
1.営業収益			
(1) 給水収益	2,089,211		
(2) 受託工事収益	62,323		
(3) その他営業収益	<u>32,003</u>	2,183,537	
2.営業費用			
(1) 原水及び浄水費	1,119,607		
(2) 配水及び給水費	213,516		
(3) 受託工事費	58,866		
(4) 業務費	125,091		
(5) 総係費	148,406		
(6) 減価償却費	500,766		
(7) 資産減耗費	<u>40,210</u>	<u>2,206,462</u>	
営業損失			22,925
3.営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	3,151		
(2) 補助金	1,814		
(3) 長期前受金戻入	142,177		
(4) 雑収益	18,322		
(5) 加入金	<u>56,300</u>	221,764	
4.営業外費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	49,910		
(2) 雑支出	<u>6,203</u>	<u>56,113</u>	<u>165,651</u>
経常利益			142,726
5.特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6.特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>4,829</u>	<u>4,829</u>	<u>4,829</u>
当年度純利益			137,897
前年度繰越利益剰余金			1,039
その他未処分利益剰余金変動額			<u>830,000</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>968,936</u></u>

令和5年度門真市水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

		資 産 の 部			
		千円	千円	千円	千円
1.	固 定 資 産				
(1)	有 形 固 定 資 産				
	イ 土 地		149,170		
	ロ 建 物	1,012,542			
	建 物 減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 610,984</u>	401,558		
	ハ 構 築 物	21,676,343			
	構 築 物 減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 10,348,586</u>	11,327,757		
	ニ 機 械 及 び 装 置	1,746,999			
	機 械 及 び 装 置 減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,358,258</u>	388,741		
	ホ 車 両 運 搬 具	19,257			
	車 両 運 搬 具 減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 18,294</u>	963		
	ヘ 工 具 、 器 具 及 び 備 品	81,384			
	工 具 、 器 具 及 び 備 品 減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 59,541</u>	21,843		
	ト 建 設 仮 勘 定		<u>218,491</u>		
	有 形 固 定 資 産 合 計			12,508,523	
(2)	無 形 固 定 資 産				
	イ 電 話 加 入 権		<u>2,033</u>		
	無 形 固 定 資 産 合 計			2,033	
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産				
	イ 投 資 有 価 証 券		<u>299,891</u>		
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			<u>299,891</u>	
	固 定 資 産 合 計				12,810,447
2.	流 動 資 産				
(1)	現 金 預 金			2,166,059	
(2)	未 収 金				
	イ 営 業 未 収 金	285,260			
	貸 倒 引 当 金	<u>△ 10,065</u>	275,195		
	ロ 営 業 外 未 収 金		14,988		
	ハ そ の 他 未 収 金		<u>11,980</u>		
	未 収 金 合 計			302,163	
(3)	貯 蔵 品			20,662	
(4)	前 払 金			<u>129,881</u>	
	流 動 資 産 合 計				<u>2,618,765</u>
	資 産 合 計				<u><u>15,429,212</u></u>

		負債の部			
		千円	千円	千円	千円
3.	固定負債				
(1)	企業債				
	イ建設改良企業債		2,723,932		
(2)	引当金				
	イ退職給付引当金	216,458			
	ロ修繕引当金(従前)	244,532			
	引当金合計		460,990		
	固定負債合計			3,184,922	
4.	流動負債				
(1)	企業債				
	イ建設改良企業債		218,953		
(2)	未払金				
	イ営業未払金	133,337			
	ロ営業外未払金	12,250			
	ハその他未払金	97,016			
	未払金合計		242,603		
(3)	前受金		29,727		
(4)	引当金				
	イ賞与引当金	17,927			
	ロ法定福利費引当金	3,518			
	引当金合計		21,445		
(5)	預り金				
	イ預り保証金	17,567			
	ロ預り金	1,810			
	ハ下水道使用料預り金	146,129			
	預り金合計		165,506		
	流動負債合計			678,234	
5.	繰延収益				
(1)	長期前受金				
	イ受贈財産評価額	291,182			
	受贈財産評価額収益化累計額	△ 152,958	138,224		
	ロ工事負担金	5,682,973			
	工事負担金収益化累計額	△ 3,046,314	2,636,659		
	ハ国庫補助金	99,567			
	国庫補助金収益化累計額	△ 10,028	89,539		
	長期前受金合計			2,864,422	
	負債合計				6,727,578
		資本の部			
6.	資本				
(1)	資本金			6,559,426	
7.	剰余金				
(1)	資本剰余金		23,272		
(2)	利益剰余金				
	イ減債積立金	50,000			
	ロ建設改良積立金	1,100,000			
	ハ当年度未処分利益剰余金	968,936			
	利益剰余金合計		2,118,936		
	剰余金合計			2,142,208	
	資本負債資本合計				8,701,634
					15,429,212

I 重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 償却原価法（定額法）

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 移動平均法による原価法

3 有形固定資産の減価償却の方法

・ 減価償却の方法 定額法による。

・ 主な耐用年数

建物 24～65年

構築物 6～60年

機械及び装置 5～40年

車両運搬具 4～6年

工具、器具及び備品 2～20年

4 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

なお、「職員の退職手当に係る取扱いに関する覚書」に基づき、職員の退職手当支給総額500,713千円のうち、一般会計及び公共下水道事業会計が負担すると見込まれる金額284,255千円を除き、水道事業会計が負担すると見込まれる金額216,458千円を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

5 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

2 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

3 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内 3,641千円

1年超 9,130千円

計 12,771千円

III その他の注記

1 新会計基準移行に係る経過措置

(1) 修繕引当金に関する経過措置

平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。

2 引当金の取崩し

(1) 退職給付引当金の取崩し

令和5年度において、退職給付引当金の取崩しは予定していない。

(2) 賞与引当金の取崩し

令和5年度において、期末手当及び勤勉手当の総額として55,355千円を支給するため、賞与引当金から15,117千円を取り崩す予定としている。

(3) 法定福利費引当金の取崩し

令和5年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の総額として10,378千円を支出するため、法定福利費引当金から2,980千円を取り崩す予定としている。

(4) 貸倒引当金の取崩し

令和5年度において、水道料金及び修繕料金を不納欠損するため、貸倒引当金1,706千円を取り崩す予定としている。

令和5年度

門真市水道事業会計補正予算(第1号)附属書類

資本的支出

款	項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計
1. 資本的支出			千円 1,344,028	千円 1,348	千円 1,345,376
	1. 建設改良費		1,013,042	1,348	1,014,390
		1. 整備事業費	637,559	851	638,410
		2. 配水設備 改良費	343,733	497	344,230

(税 込)

各 目 説 明			
節	金 額	備 考	
	千円		千円
1. 給 料	200	一般職給 6人	
2. 手 当	400	地 域	28
		超 勤	24
		期 末	178
		勤 勉	170
3. 賞与引当金繰入額	151		
4. 法 定 福 利 費	70		
5. 法定福利費引当金繰入額	30		
1. 給 料	189	一般職給 3人	
2. 手 当	199	地 域	27
		超 勤	18
		期 末	88
		勤 勉	66
3. 賞与引当金繰入額	66		
4. 法 定 福 利 費	30		
5. 法定福利費引当金繰入額	13		

議案第95号

令和5年度門真市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度門真市公共下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和5年度門真市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 下水道事業収益	4,405,592千円	679千円	4,406,271千円
第1項 営業収益	3,523,866千円	403千円	3,524,269千円
第2項 営業外収益	881,702千円	276千円	881,978千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	3,902,819千円	1,845千円	3,904,664千円
第1項 営業費用	3,421,612千円	1,845千円	3,423,457千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第9条第1号を次のように改める。

(1) 職員給与費 207,145千円

（他会計からの補助金の補正）

第4条 予算第10条中「1,767,406千円」を「1,767,955千円」に改める。

（利益剰余金の処分の補正）

第5条 予算第11条本文中当年度利益剰余金「359,546千円」を「359,552千円」に改め、第1号を次のように改める。

(1) 減債積立金 520,813千円

令和5年12月14日 提出

門真市長 宮本 一孝

令和5年度

門真市公共下水道事業会計補正予算(第2号)
に関する説明書

令和5年度門真市公共下水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

収益の収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
			(千円)	(千円)	(千円)	
1. 下水道事業収			4,405,592	679	4,406,271	
益	1. 営業収益		3,523,866	403	3,524,269	
		2. 他会計繰入金	1,604,810	403	1,605,213	
	2. 営業外		881,702	276	881,978	
	収益	2. 補助金	162,596	146	162,742	
		4. 雑収益	17,142	130	17,272	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
			(千円)	(千円)	(千円)	
1. 下水道事業費			3,902,819	1,845	3,904,664	
用	1. 営業費用		3,421,612	1,845	3,423,457	
		1. 管渠費	85,558	407	85,965	
		2. 普及指導費	28,675	267	28,942	
		3. 業務費	104,321	226	104,547	
		4. 総係費	73,299	945	74,244	

令和5年度門真市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(千円単位)
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	405,466
減価償却費	2,030,337
固定資産除却費	25,000
退職給付引当金の増減額(△は減少)	8,790
賞与・法定福利費引当金の増減額(△は減少)	3,158
貸倒引当金の増減額(△は減少)	326
長期前受金戻入額	△ 701,963
受取利息及び受取利息配当金	△ 1
支払利息	459,811
未収金の増減額(△は増加)	123,913
未払金の増減額(△は減少)	△ 175
たな卸資産の増減額(△は増加)	△ 1
預り金の増減額(△は減少)	1,065
小計	2,355,726
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	△ 459,811
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,895,916

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,738,445
無形固定資産の取得による支出	△ 445,196
国庫補助金による収入	225,732
受益者負担金等による収入	11,314
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,946,595

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入金による収入	7,900,000
一時借入金の返済による支出	△ 8,200,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	3,652,800
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 2,807,714
財務活動によるキャッシュ・フロー	545,086

資金増加額(又は減少額)	494,407
資金期首残高	122,514
資金期末残高	616,921

給 与 費 明 細 書

1. 総括 ()内は、暫定再任用職員(外書き)

区 分		職 員 数 (人)		給 与 費	
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料
補正後	損益勘定支弁職員	3	12 (1)	26	51,378
	資本勘定支弁職員	-	10	-	35,214
	合 計	3	22 (1)	26	86,592
補正前	損益勘定支弁職員	3	12 (1)	26	51,040
	資本勘定支弁職員	-	10	-	35,214
	合 計	3	22 (1)	26	86,254
比 較	損益勘定支弁職員	-	-	-	338
	資本勘定支弁職員	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	338

手当の内訳 (千円)	区 分	扶養手当	地域手当	超過勤務手当	通勤手当
	補 正 後	4,878	13,447	9,682	2,692
	補 正 前	4,878	13,397	9,666	2,692
	比 較	-	50	16	-

ア 会計年度任用職員以外の職員 ()内は、暫定再任用職員(外書き)

区 分		職 員 数 (人)		給 与 費	
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料
補正後	損益勘定支弁職員	3	12 (1)	26	51,378
	資本勘定支弁職員	-	9	-	33,412
	合 計	3	21 (1)	26	84,790
補正前	損益勘定支弁職員	3	12 (1)	26	51,040
	資本勘定支弁職員	-	9	-	33,412
	合 計	3	21 (1)	26	84,452
比 較	損益勘定支弁職員	-	-	-	338
	資本勘定支弁職員	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	338

手当の内訳 (千円)	区 分	扶養手当	地域手当	超過勤務手当	通勤手当
	補 正 後	4,878	13,194	9,682	2,509
	補 正 前	4,878	13,144	9,666	2,509
	比 較	-	50	16	-

イ 会計年度任用職員

区 分		職 員 数 (人)		給 与 費	
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料
補正後	損益勘定支弁職員	-	-	-	-
	資本勘定支弁職員	-	1	-	1,802
	合 計	-	1	-	1,802
補正前	損益勘定支弁職員	-	-	-	-
	資本勘定支弁職員	-	1	-	1,802
	合 計	-	1	-	1,802
比 較	損益勘定支弁職員	-	-	-	-
	資本勘定支弁職員	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-

手当の内訳 (千円)	区 分	地域手当	通勤手当	期末手当
	補 正 後	253	183	267
	補 正 前	253	183	267
	比 較	-	-	-

(千 円)		法定福利費 (千 円)	合 計 (千 円)
手 当	計		
52,230	103,634	20,250	123,884
34,595	69,809	13,452	83,261
86,825	173,443	33,702	207,145
50,924	101,990	20,049	122,039
34,595	69,809	13,452	83,261
85,519	171,799	33,501	205,300
1,306	1,644	201	1,845
-	-	-	-
1,306	1,644	201	1,845

管理職手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	退職手当	管理職員 特別勤務手当
4,536	22,410	18,460	1,847	8,790	83
4,536	21,898	17,976	1,847	8,546	83
-	512	484	-	244	-

(千 円)		法定福利費 (千 円)	合 計 (千 円)
手 当	計		
52,230	103,634	20,250	123,884
33,892	67,304	13,052	80,356
86,122	170,938	33,302	204,240
50,924	101,990	20,049	122,039
33,892	67,304	13,052	80,356
84,816	169,294	33,101	202,395
1,306	1,644	201	1,845
-	-	-	-
1,306	1,644	201	1,845

管理職手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	退職手当	管理職員 特別勤務手当
4,536	22,143	18,460	1,847	8,790	83
4,536	21,631	17,976	1,847	8,546	83
-	512	484	-	244	-

(千 円)		法定福利費 (千 円)	合 計 (千 円)
手 当	計		
-	-	-	-
703	2,505	400	2,905
703	2,505	400	2,905
-	-	-	-
703	2,505	400	2,905
703	2,505	400	2,905
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-

2. 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	338	給与改定に伴う増減分	338	給料表の改定	人事院勧告による影響額 (令和5年4月1日実施)
		昇給に伴う増加分	-		
		その他の増減分	-		
手 当	1,306	制度改正に伴う増減分	1,306	地域手当 超勤手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	勤勉手当支給額の改定 (令和5年12月1日実施) 給料表改定に伴う跳ね返し分 (令和5年4月1日実施)
		その他の増減分	-		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	338	給与改定に伴う増減分	338	給料表の改定	人事院勧告による影響額 (令和5年4月1日実施)
		昇給に伴う増加分	-		
		その他の増減分	-		
手 当	1,306	制度改正に伴う増減分	1,306	地域手当 超勤手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	勤勉手当支給額の改定 (令和5年12月1日実施) 給料表改定に伴う跳ね返し分 (令和5年4月1日実施)
		その他の増減分	-		

イ 会計年度任用職員

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-		
		その他の増減分	-		
手 当	-	制度改正に伴う増減分	-		
		その他の増減分	-		

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		事務職 (行政職(1))	技術職 (行政職(1))	全職種 (行政職(1))
令和5年10月1日 現在	平均給料月額(円)	311,400	324,507	319,741
	平均給与月額(円)	376,371	420,424	404,405
	平均年齢	47歳2月	43歳3月	44歳8月
令和5年1月1日 現在	平均給料月額(円)	308,663	324,443	318,705
	平均給与月額(円)	378,380	417,786	403,456
	平均年齢	45歳2月	42歳4月	43歳4月

(2) 初任給

区 分	事務職	技術職	一般会計の制度	
			一般行政職	技能労務職
高校卒(円)	181,800	181,800	181,800	181,800
大学卒(円)	208,000	208,000	208,000	—

(3) 級別職員数 ()内は、暫定再任用職員(外書き)

区 分	事務職			技術職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和5年10月1日現在	8級	—	—	8級	—	—
	7級	—	—	7級	1	7.1
	6級	—	—	6級	1	7.1
	5級	2	28.6	5級	3	21.4
	4級	1	14.3	4級	3	21.4
	3級	4(1)	57.1(100.0)	3級	2	14.3
	2級	—	—	2級	4	28.7
	1級	—	—	1級	—	—
	計	7(1)	100.0(100.0)	計	14	100.0
令和5年1月1日現在	8級	—	—	8級	—	—
	7級	—	—	7級	1	7.1
	6級	—	—	6級	1	7.1
	5級	2	28.6	5級	3	21.5
	4級	1	14.3	4級	3	21.5
	3級	4(1)	57.1(100.0)	3級	1	7.1
	2級	—	—	2級	5	35.7
	1級	—	—	1級	—	—
	計	7(1)	100.0(100.0)	計	14	100.0

(級別の標準的な職務内容)

8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
部長	次長	課長	課長補佐	主任	主査	係員	係員

(4) 昇給

区 分		合 計	事 務 職	技 術 職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	22	8	14	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	20	7	13	
	号 給 数 別 内 訳	2 号 給 (人)	—	—	—
		3 号 給 (人)	1	—	1
		4 号 給 (人)	19	7	12
比 率 (B) / (A) (%)	90.9	87.5	92.9		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	22	9	13	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	20	7	13	
	号 給 数 別 内 訳	2 号 給 (人)	—	—	—
		3 号 給 (人)	1	—	1
		4 号 給 (人)	19	7	12
比 率 (B) / (A) (%)	90.9	77.8	100.0		

(5) 期末手当・勤勉手当 ()内は、暫定再任用職員

区 分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の級等による加算	備 考
	6月 月分	12月 月分			
補 正 後	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有	
	2.20	2.30	4.50		
補 正 前	(1.15)	(1.15)	(2.30)	有	
	2.20	2.20	4.40		
一般会計の制度	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有	
	2.20	2.30	4.50		

令和5年度門真市公共下水道事業予定損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

	千円	千円	千円
1.営業収益			
(1)下水道使用料	1,736,547		
(2)他会計繰入金	1,605,213		
(3)その他営業収益	<u>8,850</u>	3,350,610	
2.営業費用			
(1)管渠費	80,659		
(2)普及指導費	28,680		
(3)業務費	97,558		
(4)総係費	77,924		
(5)減価償却費	2,030,337		
(6)資産減耗費	25,332		
(7)流域下水道維持管理負担金	<u>977,147</u>	<u>3,317,637</u>	
営業利益			32,973
3.営業外収益			
(1)受取利息及び配当金	1		
(2)補助金	162,742		
(3)長期前受金戻入	701,963		
(4)雑収益	<u>17,241</u>	881,947	
4.営業外費用			
(1)支払利息及び 企業債取扱諸費	459,811		
(2)雑支出	<u>49,665</u>	<u>509,476</u>	<u>372,471</u>
経常利益			405,444
5.特別利益			
(1)その他特別利益	<u>22</u>	22	
6.特別損失			
(1)過年度損益修正損 当年度純利益	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>22</u>
前年度繰越利益剰余金			405,466
その他未処分利益剰余金 変動額			520,614
当年度未処分利益剰余金			<u>161,261</u>
			1,087,341

令和5年度門真市公共下水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

		資 産 の 部			
		千円	千円	千円	千円
1.	固 定 資 産				
(1)	有 形 固 定 資 産				
	イ 土 地		12,239		
	ロ 構 築 物	101,819,454			
	構築物減価償却累計額	<u>△43,603,427</u>	58,216,027		
	ハ 工 具 、 器 具 及 び 備 品	12,949			
	工具、器具及び備品減価償却累計額	<u>△1,351</u>	11,598		
	ニ その 他 有 形 固 定 資 産	68,861			
	その他有形固定資産減価償却累計額	<u>△65,418</u>	<u>3,443</u>		
	有 形 固 定 資 産 合 計			58,243,307	
(2)	無 形 固 定 資 産				
	イ 施 設 利 用 権		<u>7,679,931</u>		
	無 形 固 定 資 産 合 計			<u>7,679,931</u>	
	固 定 資 産 合 計				65,923,238
2.	流 動 資 産				
(1)	現 金 預 金			616,921	
(2)	未 収 金				
	イ 営 業 未 収 金	283,734			
	貸 倒 引 当 金	<u>8,062</u>	275,672		
	ロ 営 業 外 未 収 金		46,924		
	ハ そ の 他 未 収 金		<u>30,419</u>		
	未 収 金 合 計			353,015	
(3)	貯 蔵 品			1,208	
(4)	前 払 金			<u>178,227</u>	
	流 動 資 産 合 計				1,149,371
	資 産 合 計				<u>67,072,609</u>

		負債の部			
		千円	千円	千円	千円
3.	固定負債				
(1)	企業債				
	イ建設改良企業債		37,084,075		
(2)	引当金				
	イ退職給付引当金		<u>47,977</u>		
	固定負債合計			37,132,052	
4.	流動負債				
(1)	企業債				
	イ建設改良企業債		2,634,017		
(2)	未払金				
	イ営業未払金	128,528			
	ロ営業外未払金	3,750			
	ハその他未払金	<u>904,926</u>			
	未払金合計		1,037,204		
(3)	引当金				
	イ賞与引当金	13,629			
	ロ法定福利費引当金	<u>2,699</u>			
	引当金合計		16,328		
(4)	預り金				
	イ預り保証金	218			
	ロ預り金	<u>1,730</u>			
	預り金合計		<u>1,948</u>		
	流動負債合計			3,689,497	
5.	繰延収益				
(1)	長期前受金				
	イ国庫補助金	1,272,117			
	国庫補助金収益化累計額	<u>△304,550</u>	967,567		
	ロ府補助金	2,411,984			
	府補助金収益化累計額	<u>△1,096,581</u>	1,315,403		
	ハ他会計負担金	23,951,382			
	他会計負担金収益化累計額	<u>△10,331,736</u>	13,619,646		
	ニ受益者負担金	931,215			
	受益者負担金収益化累計額	<u>△722,629</u>	208,586		
	ホ受贈財産評価額	10,623,617			
	受贈財産評価額収益化累計額	<u>△5,744,447</u>	4,879,170		
	長期前受金合計			<u>20,990,372</u>	
	負債合計				<u><u>61,811,921</u></u>
		資本の部			
6.	資本金				
(1)	資本金			4,161,108	
7.	剰余金				
(1)	資本剰余金		12,239		
(2)	利益剰余金				
	イ当年度未処分利益剰余金	<u>1,087,341</u>			
	利益剰余金合計		<u>1,087,341</u>		
	剰余金合計			<u>1,099,580</u>	
	資本合計				<u>5,260,688</u>
	負債資本合計				<u><u>67,072,609</u></u>

I 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産の減価償却の方法

- ・ 減価償却の方法 定額法による。
- ・ 主な耐用年数

構築物	50年
工具、器具及び備品	5～10年

(2) 無形固定資産の減価償却の方法

- ・ 減価償却の方法 定額法による。
- ・ 主な耐用年数

流域下水道施設利用権	50年
ソフトウェア	5年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

なお、「職員の退職手当に係る取扱いに関する覚書」に基づき、職員の退職手当支給総額371,625千円のうち、一般会計及び水道事業会計が負担すると見込まれる金額の合計323,648千円を除き、公共下水道事業会計が負担すると見込まれる金額47,977千円を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によ

り、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、28,247,518千円である。

2 その他未処分利益剰余金変動額について

その他未処分利益剰余金変動額520,614千円は、令和4年度における資本的収入が資本的支出に対し不足する額に補てんするため減債積立金を取崩したものである。

III リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

2 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

3 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	2,996千円
<u>1年超</u>	<u>6,383千円</u>
計	9,379千円

IV その他の注記

1 引当金の取崩し

(1) 退職給付引当金の取崩し

令和5年度において、退職給付引当金の取崩しは予定していない。

(2) 賞与引当金の取崩し

令和5年度において、期末手当及び勤勉手当の総額として40,870千円を支給するため、賞与引当金から10,991千円を取り崩す予定としている。

(3) 法定福利費引当金の取崩し

令和5年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の総額として7,934千円を支給するため、法定福利費引当金から2,179千円を取り崩す予定としている。

(4) 貸倒引当金の取崩し

令和5年度において、下水道使用料及び受益者負担金を不納欠損するため、貸倒引当金992千円を取り崩す予定としている。

令和5年度

門真市公共下水道事業会計補正予算(第2号)
附属書類

収益の収入

款	項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計
1. 下水道事業 収 益			千円 4,405,592	千円 679	千円 4,406,271
	1. 営業収益		3,523,866	403	3,524,269
		1. 他会計繰入金	1,604,810	403	1,605,213
	2. 営業外収益		881,702	276	881,978
		2. 補助金	162,596	146	162,742
		4. 雑収益	17,142	130	17,272

(税 込)

各 目 説 明			
節	金 額	備 考	
	千円		千円
1. 他 会 計 負 担 金	403	一般会計雨水処理負担金	403
1. 他 会 計 補 助 金	146	一般会計補助金	146
1. そ の 他 雑 収 益	130	一般会計負担金等	130

収益の支出

款	項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計
1. 下水道事業 費 用			千円 3,902,819	千円 1,845	千円 3,904,664
	1. 営業費用		3,421,612	1,845	3,423,457
		1. 管渠費	85,558	407	85,965
		1. 普及指導費	28,675	267	28,942
		1. 業務費	104,321	226	104,547
		1. 総係費	73,299	945	74,244

(税 込)

各 目 説 明			
節	金 額	備 考	
	千円		千円
1. 給 料	94	一般職給 3人	
2. 手 当	189	地 域	14
		超 勤	3
		期 末	88
		勤 勉	84
3. 賞与引当金繰入額	75		
4. 法 定 福 利 費	34		
5. 法定福利費引当金繰入額	15		
1. 給 料	39	一般職給 3人	
2. 手 当	133	地 域	6
		超 勤	1
		期 末	64
		勤 勉	62
3. 賞与引当金繰入額	57		
4. 法 定 福 利 費	26		
5. 法定福利費引当金繰入額	12		
1. 給 料	32	一般職給 2人	
2. 手 当	113	地 域	5
		期 末	55
		勤 勉	53
3. 賞与引当金繰入額	49		
4. 法 定 福 利 費	22		
5. 法定福利費引当金繰入額	10		
1. 給 料	173	一般職給 5人	
2. 手 当	323	地 域	25
		超 勤	12
		期 末	147
		勤 勉	139
3. 賞与引当金繰入額	123		
4. 法 定 福 利 費	57		
5. 法定福利費引当金繰入額	25		
6. 退 職 給 付 金	244		